



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

\*10 和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を  
改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

- 1036 生活保護法による指定介護機関の廃止 (社会福祉課) ..... 2
- 1037 生活保護法による指定医療機関の休止 ( " ) ..... 2
- 1038 生活保護法による医療機関の指定 ( " ) ..... 2
- 1039 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) ..... 3
- 1040 " ( " ) ..... 3
- 1041 " ( " ) ..... 3
- 1042 指定自立支援医療機関の変更 ( " ) ..... 4
- 1043 " ( " ) ..... 4
- 1044 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課) ..... 4
- 1045 保安林の指定の解除 (森林整備課) ..... 4
- 1046 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 4
- 1047 " ( " ) ..... 5
- 1048 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 5

### ○ 教育委員会告示

5 令和7年度和歌山県立高等学校生徒募集定員 ..... 5

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月22日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成17年和歌山県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
法令等名	規定	法令等名	規定
略		略	

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	略	古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	略
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ並びに第2号イ及びハ（第1号イに掲げる書面に該当するものに限る。）を除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条		

附 則

この規則は、令和6年11月25日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1036号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社アルバ	海南市黒江715	平成薬局	海南市船尾266	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	令和 6.8.12

和歌山県告示第1037号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
海歯新 4-05	吉村歯科診療所	海草郡紀美野町動木80番地	令和 5.12.1
東医新 9-26	辻内医院	東牟婁郡串本町串本2281番地	令和 6.10.1

和歌山県告示第1038号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋医新 38-06	医療法人南労会紀和クリニック	橋本市岸上23番地の1	令和 6.9.1
新歯新 25-06	新宮デンタルクリニック	新宮市佐野三丁目11-19 スーパーセンター オークワ南紀店	令和 6.11.1

### 和歌山県告示第1039号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
生馬医院	和歌山市吉田436番地	小山博史	令和 6.10.1

### 和歌山県告示第1040号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
CLEARHOUSE株式会社	和歌山市新中島118番地 新中島エク セランス213号室	訪問看護ステーションアスクラリス	令和 6.11.1

### 和歌山県告示第1041号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	訪問看護ステーションピースフル 岩出	令和 6.11.1

## 和歌山県告示第1042号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ユニスマイル薬局そのべ店	和歌山市園部596-16	医療機関の名称	エムハート薬局くるみ店	ユニスマイル薬局そのべ店	令和6.10.1

## 和歌山県告示第1043号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ユニスマイル薬局たくみ店	和歌山市匠町25番地 ポポロビル1階	医療機関の名称	ファーコス薬局たくみ	ユニスマイル薬局たくみ店	令和6.10.1

## 和歌山県告示第1044号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 檜河池地区
- 2 確定年月日 平成28年6月19日
- 3 工事を完了した時期 令和3年12月10日

## 和歌山県告示第1045号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市下川上字安579の4、579の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第1046号

令和6年和歌山県告示第950号（以下「告示第950号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

上東たかゑ  
中村祥三  
前岡久量  
森脇邦治  
中野彰夫

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第950号のとおり

和歌山県告示第1047号

令和6年和歌山県告示第951号（以下「告示第951号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

大西正豊  
新谷亘乎

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第951号のとおり

和歌山県告示第1048号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 あげぼの広角線

供用開始の区間 新宮市王子町三丁目8021番31地先から同市王子町三丁目8021番31地先まで

供用開始の期日 令和6年11月22日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

令和7年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和6年11月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和7年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1(第1項関係)

[全日制の課程]

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	探究科	4	160
	※1 探究科(県立中)	1	40
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
	システム化学科	1	40
紀北農芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠田	普通科	2	80
	※2 商業科系	2	80
粉河	※3 普通科系	6	240
那賀	普通科	6	240
	国際科	1	40
貴志川	普通科	3	120
和歌山北	普通科(北校舎)	7	280
	普通科(西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	1	40
和歌山	総合学科	5	200
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	5	200
	※1 普通科(県立中)	2	80
和歌山東	普通科	5	175
星林	普通科	6	240
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和歌山商業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	7	280

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海南	※4 普通科系(海南校舎)	5	200
	普通科(大成校舎)	1	40
(美里分校)	普通科	1	40
箕島	※5 普通科系	2	80
	※5 専門学科系	2	80
有田中央	総合学科(総合)	3	120
	※6 総合学科(福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐久	普通科	5	200
日高	普通科	5	200
	※1 総合科学科		
(中津分校)	普通科	1	40
紀央館	普通科	3	120
	工業技術科	1	40
南部	普通科	2	70
	食と農園科(園芸・加工流通)	3	105
	※7 食と農園科(調理)		
(龍神分校)	普通科	1	40
田辺	普通科	5	200
	※1 自然科学科	2	80
田辺工業	機械科	2	80
	電気電子科	1	40
神島	情報システム科	1	40
	普通科	3	120
熊野	経営科学科	3	120
	看護科	1	40
串本古座	総合学科	4	160
	※8 未来創造学科(宇宙探究)	3	120
未来創造学科(地域探究・文理探究)			
新宮	普通科	3	120
	学彩探究科	2	80
新翔	総合学科	3	120
合計		159	6,310

※1 次の学科については、それぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校探究科のうち1クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 笠田高等学校は、総合ビジネス科及び情報処理科を「商業科系」とする。

※3 粉河高等学校は、普通科及び理数科を「普通科系」とする。

※4 海南高等学校は、普通科(海南校舎)及び教養理学科を「普通科系(海南校舎)」とする。

※5 箕島高等学校は、普通科の普通コース及びスポーツコースを「普通科系」とし、情報経営科及び機械科を「専門学科系」とする。

※6 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

※7 南部高等学校食と農園科調理コースの人数は、24人以内とする。

※8 串本古座高等学校未来創造科学宇宙探究コースの人数は、40人以内とする。

別表第2(第2項関係)

[定時制の課程]

学校名	学科名	学級数	定員
伊都中央	普通科	昼間	2 70
		夜間	1 30
きのくに青雲	普通科	昼間	2 70
		夜間	1 30
		情報会計科	1 30
和歌山工業	機械電気科	1	40
	建築科	1	40
耐久	普通科	1	40
日高	普通科	1	40
※9 南紀	普通科	昼間	1 35
		夜間	1 30
新宮	普通科	昼間	1 40
		夜間	1 40
合計		14	495

※9 単位制高等学校である伊都中央高等学校、きのくに青雲高等学校及び南紀高等学校の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3(第3項関係)

[通信制の課程]

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	特に定めない
	普通科	
きのくに青雲	普通科	
南紀	普通科	